

## 資料 1－2

### 計議第341号議案 参考資料1

計議第341号議案 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）  
地区計画の変更（京都市決定）  
(京都橘大学地区地区計画)

目次	P. 1 計議第341号議案 理由説明書
	P. 2 計議第341号議案 新旧対照表

## 理由説明書

本市は、現在36の大学が集積する「大学のまち」「学生のまち」であり、「京都市都市計画マスタープラン」や「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき、大学等が有する学術研究機能の高度化を伴う整備計画に対する支援を行っているところである。

京都橘大学は、山科盆地の緑豊かな東麓部に位置する本地区において、現在約6,500名規模の学生を擁する総合大学として、地域にも開かれた施設環境整備を進めてきた。また、本年2月には、AI時代の新しい社会価値の創造に向け、デジタルメディア、ロボティクス、医療工学等の分野における教育・研究環境の更なる充実を図るため、新たな学科・研究科の設置を核とする第3次マスタープランを発表したところである。

本都市計画は、大学関連施設が集積する本地区において、新たな学科・研究科の設置に伴い、周辺の自然景観や居住環境と調和したキャンパスの拡充整備を図るため、地区計画を変更するものである。

(新)

## 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の変更（京都市決定）都市計画京都橘大学地区地区計画を次のように変更する。

※\_\_\_\_\_で示す箇所が変更箇所

名 称	京都橘大学地区地区計画						
位 置	京都市山科区大宅山田、大宅奥山田及び大宅岩屋殿の各一部						
面 積	約 <u>7.0</u> ヘクタール						
地区 計 画 の 目 標	当地区は、山科盆地の東麓部に位置し、緑豊かな行者ヶ森を背景に、住宅市街地に隣接して京都橘大学が大学関連施設を集約している地区である。 総合大学としての多様な機能を備えた当地区において地区計画を策定することにより、周辺の自然景観や居住環境と調和した、秩序ある良好な大学関連施設の誘導を図る。						
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<table border="1"> <tr> <td>土地利用の方針</td><td>地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献し、かつ、樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。</td></tr> <tr> <td>地区施設の整備の方針</td><td>施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また、災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。</td></tr> <tr> <td>建築物等の整備の方針</td><td>建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。</td></tr> </table>	土地利用の方針	地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献し、かつ、樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。	地区施設の整備の方針	施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また、災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。	建築物等の整備の方針	建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。
土地利用の方針	地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献し、かつ、樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。						
地区施設の整備の方針	施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また、災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。						
建築物等の整備の方針	建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。						
地区整備計画	<table border="1"> <tr> <td>地区施設の配置及び規模</td><td>           1 道路 幅員2メートル、延長約115メートル  <u>幅員2.5メートル、延長約50メートル</u>            2 緑地 約<u>430</u>平方メートル  <u>計画図に表示する区域のうち、出入口等の部分を除く部分とする。</u>            3 広場 約8,600平方メートル            4 構内通路 幅員5メートル、延長約185メートル         </td></tr> </table>	地区施設の配置及び規模	1 道路 幅員2メートル、延長約115メートル <u>幅員2.5メートル、延長約50メートル</u> 2 緑地 約 <u>430</u> 平方メートル <u>計画図に表示する区域のうち、出入口等の部分を除く部分とする。</u> 3 広場 約8,600平方メートル 4 構内通路 幅員5メートル、延長約185メートル				
地区施設の配置及び規模	1 道路 幅員2メートル、延長約115メートル <u>幅員2.5メートル、延長約50メートル</u> 2 緑地 約 <u>430</u> 平方メートル <u>計画図に表示する区域のうち、出入口等の部分を除く部分とする。</u> 3 広場 約8,600平方メートル 4 構内通路 幅員5メートル、延長約185メートル						

(旧)

## 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）

地区計画の決定（京都市決定）都市計画京都橘大学地区地区計画を次のように決定する。

※\_\_\_\_\_で示す箇所が変更箇所

名 称	京都橘大学地区地区計画						
位 置	京都市山科区大宅山田、大宅奥山田及び大宅岩屋殿の各一部						
面 積	約 <u>6.3</u> ヘクタール						
地区 計 画 の 目 標	当地区は、山科盆地の東麓部に位置し、緑豊かな行者ヶ森を背景に、住宅市街地に隣接して京都橘大学が大学関連施設を集約している地区である。 総合大学としての多様な機能を備えた当地区において地区計画を策定することにより、周辺の自然景観や居住環境と調和した、秩序ある良好な大学関連施設の誘導を図る。						
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<table border="1"> <tr> <td>土地利用に 関する 方針</td><td>地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献し、かつ、樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。</td></tr> <tr> <td>地区施設の整備の方針</td><td>施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また、災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。</td></tr> <tr> <td>建築物等の整備の方針</td><td>建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。</td></tr> </table>	土地利用に 関する 方針	地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献し、かつ、樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。	地区施設の整備の方針	施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また、災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。	建築物等の整備の方針	建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。
土地利用に 関する 方針	地域に開かれたゆとりある大学施設を整備するとともに、地域の安全性の向上に貢献し、かつ、樹林地の保全等により周辺の自然景観や居住環境と調和した土地利用の誘導を図る。						
地区施設の整備の方針	施設利用者や地域住民等が散策できる構内通路や、歩行者等の安全性に資する緑地を備えた道路を整備し、地域に開かれた潤いのある環境づくりに貢献する。また、災害時に地域住民等が利用する避難所の機能向上に資する広場を整備することで、地域の安心・安全に貢献する。						
建築物等の整備の方針	建築物の用途を大学関連施設に限定するとともに、既存校舎群による統一感のあるキャンパスの景観を継承しつつ、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの最高限度を定めることにより、周辺の自然景観や居住環境と調和のとれた、ゆとりある良好なキャンパスの環境の形成を図る。						
地区整備計画	<table border="1"> <tr> <td>地区施設の配置及び規模</td><td>           1 道路 幅員2メートル、延長約115メートル  <u>幅員2.5メートル、延長約50メートル</u>            2 緑地 約<u>340</u>平方メートル  <u>計画図に表示する区域のうち、出入口等の部分を除く部分とする。</u>            3 広場 約8,600平方メートル            4 構内通路 幅員5メートル、延長約185メートル         </td></tr> </table>	地区施設の配置及び規模	1 道路 幅員2メートル、延長約115メートル <u>幅員2.5メートル、延長約50メートル</u> 2 緑地 約 <u>340</u> 平方メートル <u>計画図に表示する区域のうち、出入口等の部分を除く部分とする。</u> 3 広場 約8,600平方メートル 4 構内通路 幅員5メートル、延長約185メートル				
地区施設の配置及び規模	1 道路 幅員2メートル、延長約115メートル <u>幅員2.5メートル、延長約50メートル</u> 2 緑地 約 <u>340</u> 平方メートル <u>計画図に表示する区域のうち、出入口等の部分を除く部分とする。</u> 3 広場 約8,600平方メートル 4 構内通路 幅員5メートル、延長約185メートル						

地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 大学 (2) 前号の建築物に付属するもの (3) バス停留所の上屋
	建築物の容積率の最高限度	建築基準法（以下「法」という。）第52条第1項第8号の規定により容積率の最高限度が10分の20と定められた区域は、10分の15とする。この場合において、建築物の敷地が当該区域と当該区域以外にわたるときは、法第52条第7項の規定を準用する。
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の3.5
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から市道山科大宅緯17号線の南側端線及び市道山科大宅緯2号線の北側端線までの距離の最低限度は10メートルとする。</p> <p>2 壁面から隣地境界線（都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設である構内通路の西側端線（以下「通路境界線」という。）と市道山科大宅緯17号線の南側端線との交点を起点とし、順次同線、通路境界線から80メートル西側の線、市道山科大宅緯17号線の南側端線から80メートル南側の線、通路境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域に存する隣地境界線に限る。）までの距離の最低限度は3メートルとする。</p> <p>3 次の各号に掲げる建築物又はその部分については、壁面の位置の制限を適用しない。</p> <p>(1) 物置又は機械室その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの</p> <p>(2) 守衛所、自転車置き場、バス停留所の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの</p> <p>(3) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分</p>
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さについては、その最高限度を31メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。
	土地の利用に関する事項	<p>1 計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。</p> <p>2 保全する樹林地又は草地の区域には建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならない。</p>

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

本都市計画は、大学関連施設が集積する本地区において、新たな学科・研究科の設置に伴い、周辺の自然景観や居住環境と調和したキャンパスの拡充整備を図るため、地区計画を変更するものである。

地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 大学 (2) 前号の建築物に付属するもの (3) バス停留所の上屋
	建築物の容積率の最高限度	建築基準法（以下「法」という。）第52条第1項第8号の規定により容積率の最高限度が10分の20と定められた区域は、10分の15とする。この場合において、建築物の敷地が当該区域と当該区域以外にわたるときは、法第52条第7項の規定を準用する。
	建築物の建蔽率の最高限度	10分の3.5
	壁面の位置の制限	<p>1 建築物の壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面」という。）から道路境界線までの距離の最低限度は10メートルとする。</p> <p>2 壁面から隣地境界線（都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設である構内通路の西側端線（以下「通路境界線」という。）と市道山科大宅緯17号線の南側端線との交点を起点とし、順次同線、通路境界線から80メートル西側の線、市道山科大宅緯17号線の南側端線から80メートル南側の線、通路境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域に存する隣地境界線に限る。）までの距離の最低限度は3メートルとする。</p> <p>3 次の各号に掲げる建築物又はその部分については、壁面の位置の制限を適用しない。</p> <p>(1) 物置又は機械室その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの</p> <p>(2) 守衛所、自転車置き場、バス停留所の上屋その他これらに類するもので地階を除く階数が1のもの</p> <p>(3) 玄関ポーチその他これに類する建築物の部分</p>
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さについては、その最高限度を31メートル（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物（以下「塔屋等」という。）の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内、かつ、その部分の高さが4メートルを超える場合においては、31メートルからその部分の高さを差し引いて得たものに4メートルを加えたものとする。）とする。
	土地の利用に関する事項	<p>1 計画図に表示する区域については、樹林地又は草地として保全する。</p> <p>2 保全する樹林地又は草地の区域には建築物その他の工作物を建築、築造又は設置してはならない。</p>

「区域、地区整備計画の区域、地区施設の配置及び樹林地又は草地の区域は計画図表示のとおり」

#### 理由

本都市計画は、総合大学としての多様な機能を備えた本地区において、地区計画を策定することにより、今後も引き続き、周辺の自然景観や居住環境と調和した、秩序ある良好な大学関連施設の整備を誘導しようとするものである。